

# 第2期 子育て未来応援プラン「あしや」

## 芦屋市子ども・子育て支援事業計画

### 第1章 計画の策定にあたって

#### (1) 計画策定の趣旨

国においては、平成24年8月に「子ども・子育て支援法」をはじめとする子ども・子育て関連3法を成立させ、平成27年4月から、「子ども・子育て支援新制度」をスタートさせました。

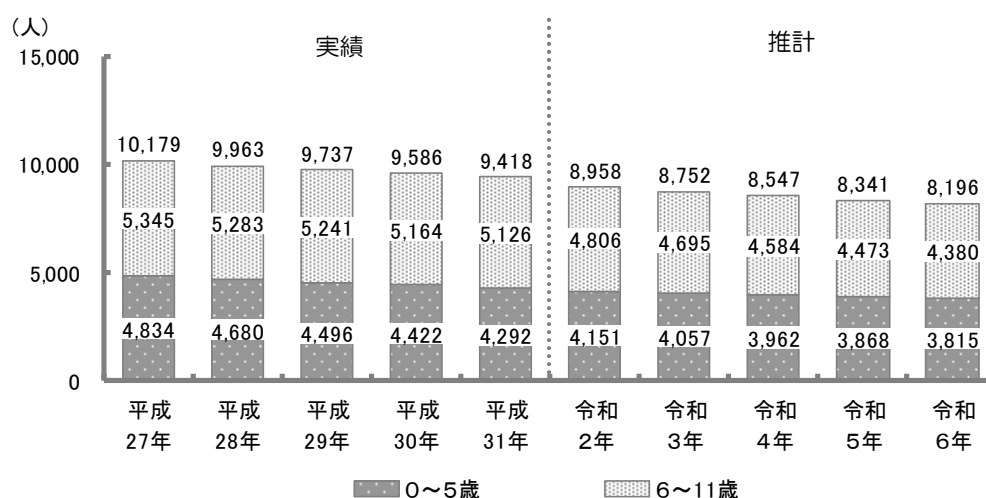
本市では、平成27年3月に新たな法制度の下で『子育て未来応援プラン「あしや」(芦屋市子ども・子育て支援事業計画)』を策定し、幼児期の教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進してきました。このたび計画期間が令和元年度に終了することから、『第2期子育て未来応援プラン「あしや」(芦屋市子ども・子育て支援事業計画)』を策定しました。

#### (2) 計画の位置付けと期間

本計画は、子ども・子育て支援法第61条第1項に基づき、市町村に策定が義務付けられている「市町村子ども・子育て支援事業計画」です。また、第4次芦屋市総合計画や関連する分野別計画との整合を図って策定しており、平成27年度から令和元年度までの第1期計画に次ぐ第2期計画として令和2年度から令和6年度までを計画期間としています。

### 第2章 子ども・子育てを取り巻く現状

本市の0歳から11歳の子ども人口は年々減少しており、平成31年3月末では9,418人となっています。また、0から11歳までの将来推計人口は、年々減少傾向で、令和6年には8,196人と予測されていることから、平成31年に対して、1,222人程度減少する見込みです。



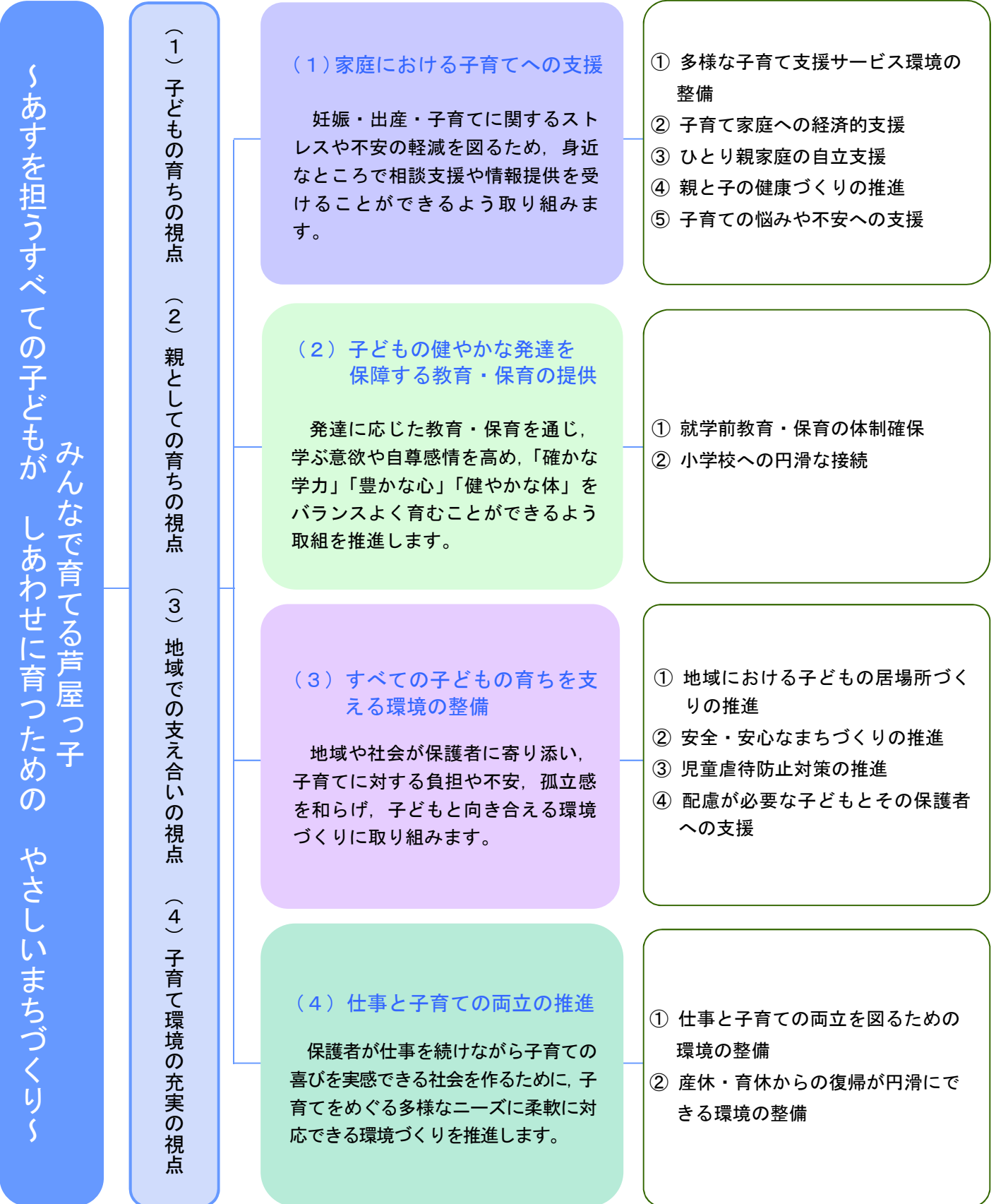
資料：実績は住民基本台帳（各年3月末日現在）  
推計は芦屋市将来人口推計結果

本計画は、基本理念で掲げる「みんなで育てる芦屋っ子」を実現するため、下記の4つの基本的な視点と4つの基本目標を掲げています。

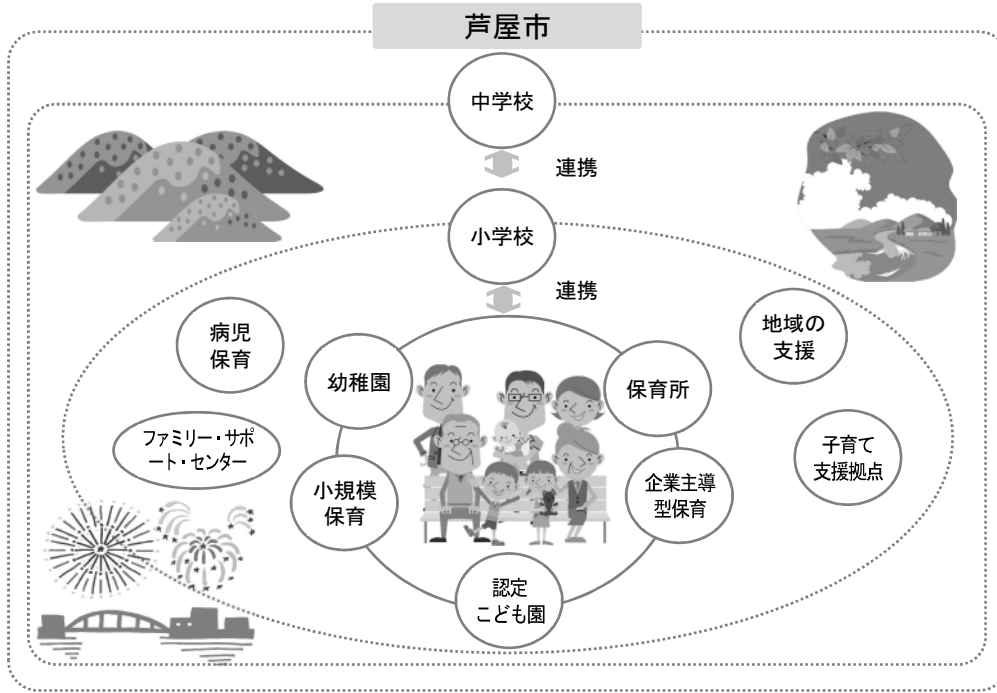
【基本理念】【基本的な視点】

【基本目標】

【施策の方向】



【 本市における子ども・子育て支援体制のイメージ 】



(1) 教育・保育の量の見込みと確保方策

入所待ち児童の解消及び3歳児の教育ニーズへの対応のため、保護者の就労に関わらず等しく質の高い教育・保育を提供できる認定こども園の整備を中心とした「市立幼稚園・保育所のあり方」の取組を着実に進めていきます。

また、今後も引き続き教育・保育ニーズの動向を踏まえ、適正な施設整備について検討していきます。

1号認定：3歳以上で教育を希望	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
ニーズ量	1,045人	1,016人	987人	957人	946人
提供量	1,245人	1,290人	1,395人	1,395人	1,395人
過不足（提供量-ニーズ量）	200人	274人	408人	438人	449人
2号認定：3歳以上で保育が必要	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
ニーズ量	920人	926人	940人	947人	969人
提供量	842人	977人	1,055人	1,055人	1,055人
過不足（提供量-ニーズ量）	▲78人	51人	115人	108人	86人
3号認定：0歳から2歳で保育が必要	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
ニーズ量	757人	787人	816人	844人	873人
提供量	750人	822人	875人	875人	875人
過不足（提供量-ニーズ量）	▲7人	35人	59人	31人	2人

(2) 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

事業名		事業内容及び今後の方向性	指標 (単位)	平成30年度 実績	令和6年度 確保方策	
(1)	時間外保育事業 (延長保育事業)	通常の利用時間帯以外の時間において引き続き保育を行っています。今後、教育・保育施設の整備を行い、受皿を確保し、圏域ごとに提供体制を確保していきます。	利用者数	449人	540人	
(2)	放課後児童健全育成事業	保護者の就労等のため、放課後、小学生の健全育成を図るため、受入れを実施しています。今後も、引き続き放課後の適切な遊びと生活の場の提供に努め、ハード面は小学校内を基本に空き教室の活用などを検討します。	登録児童数	517人	755人	
(3)	子育て短期支援事業 (子育て家庭ショートステイ事業)	保護者の仕事等の理由で子どもの養育が一時的に困難となる場合等に、児童福祉施設において一定期間、養育及び保護を行っています。制度を利用しやすいように情報提供を行い、現在の提供体制を継続していきます。	年間延べ 利用日数	10日	23日	
			実施箇所数	12か所	12か所	
(4)	地域子育て支援拠点事業	子育て支援サービスなどに関する情報提供や相談・助言等を行うとともに、保護者と子どもが気軽に遊べる場を提供しています。今後も、安心して子育てをできる環境整備に努め、拠点毎の特色などを周知し、幅広い利用につなげます。	年間延べ 利用者数	3,268人	5,194人	
			実施箇所数	3か所	5か所	
(5-1)	幼稚園における一時預かり事業	3歳 4・5歳	在園児を対象に教育時間後等に保育を実施しています。市内の幼稚園及び認定こども園の全園で実施しており、引き続き提供体制を充実していきます。	年間延べ 利用者数	30,004人	16,265人
					39,587人	39,587人
(5-2)	一時預かり事業	保育所等 ファミリー・サポート・センター	保護者の疾病等の緊急かつ一時的な理由で家庭での保育が困難となる場合に、保育所等で実施し、ファミリー・サポート・センター事業も受皿としての役割を担っています。今後も、提供体制の確保に努めます。	年間延べ 利用者数	1,958人	2,965人
				3,969人	2,897人	
(6)	病児保育事業	病気や病気回復期の子どもで、保護者の就労等の理由により、保護者が保育できない際の実施しています。利便性を考慮して令和3年度から受入れ箇所を増やすことにより、提供体制の確保に努めます。	年間延べ 利用者数	344人	531人	
			実施箇所数	1か所	2か所	
(7)	子育て援助活動支援事業(小学生のみ) (ファミリー・サポート・センター事業)	小学生の放課後における一時的な預かりの受皿としての役割も担い、実施しています。今後は、事業内容の質の向上や援助活動中の安全性の確保に努め、会員数・利用人数を増やすために事業の周知啓発を行っています。	年間延べ 利用者数	2,404人	3,204人	



事業名		事業内容及び今後の方向性	指標 (単位)	平成30年度 実績	令和6年度 確保方策
(8)	利用者支援事業	身近な場所での情報提供や相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施しています。今後も、保育コンシェルジュによる保育所の利用等の情報提供や、子育て世代包括支援センターにおいて妊娠期から子育て期までの切れ目ないサポートを行います。	実施箇所数	2 か所	2 か所
(9)	妊婦健康診査	母体や胎児の健康を確保するため、妊婦健康診査にかかった費用について助成を行っています。今後も受診券方式を継続し、受診券の利用方法をわかりやすく説明し、受診勧奨を行い、引き続き妊婦の健康管理を支援します。	利用者数	1,074 人	1,038 人
(10)	乳児家庭全戸訪問事業	産婦・新生児・乳幼児を対象に保健師等が家庭訪問による助言や相談を行い、支援の必要な方の早期把握に取り組んでいます。今後も引き続き、全戸訪問に努め、養育支援が特に必要な家庭については、養育支援訪問事業や要保護児童対策地域協議会との連携を図り適切な支援につなげます。	年間延べ 訪問件数	588 件	608 件
(11)	養育支援訪問事業等	保護者の養育を支援することが必要な家庭に対し、保健師等が訪問し、相談・支援等を行います。今後も関係機関の連携を強化し、支援を必要とする家庭に適切なサービスが提供できるよう丁寧に対応していきます。	年間延べ 訪問回数	7 回	6 回
(12)	実費徴収に係る補足 給付を行う事業	低所得者の負担軽減を図るため、教材や行事費等の実費負担の部分についての助成を行います。	年間延べ 利用者数	32 人	※
(13)	多様な主体が本制度 に参入することを促 進するための事業	教育・保育施設、地域子ども・子育て支援事業の新規参入事業者に対して巡回支援等を行うほか、私立認定こども園における特別な支援が必要な子どもの受入体制を支援し、良質かつ適切な教育・保育等の提供体制の確保を図っています。今後も、引き続き支援を行います。	対象施設数	3 か所	※
			対象者数	1 人	※

※ この事業は今後の事業の量を見込むものではないため、「令和6年度確保方策」欄は記載をしておりません。

## 意見の募集について

本市では、「第2期子育て未来応援プラン「あしや」（芦屋市子ども・子育て支援事業計画）」の策定作業を進めています。

このたび計画（案）がまとまりましたので市民の皆さんの意見を募集します。

### 募集期間

令和元年12月16日（月）～ 令和2年1月24日（金）

### 応募方法

ご意見を文書（様式自由）にし、名称（計画）・住所・氏名（団体等は名称・代表者氏名）・電話番号（FAX）を明記し、子育て推進課窓口へ持参（平日・執務時間内）または郵送・FAX・Eメールのいずれかで、下記へ提出してください。

※Eメールで提出する場合は、メールに直接書き込むか、添付ファイル（Word・テキストファイル・PDF）で提出してください。

※電話・窓口での口頭による意見は受け付けていません。

### 意見の公表

ご意見は、市の見解とともに、市ホームページ等で公表（氏名等は非公開）予定です。

※個別の回答は行いません。

### 提出先

芦屋市子ども・健康部子育て推進課

郵送・FAX・Eメール

〒659-8501 住所不要

FAX：38-2190

メールアドレス：info@city.ashiya.lg.jp

計画書の本編は、市ホームページをご覧ください。

芦屋市子育て未来応援プラン

検索

